

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	地方税の賦課徴収等に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡県は、税務システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

- ・ 県税の賦課徴収事務は短期間に大量の情報を処理する必要があり、本県においても地方税に関する事務を適正かつ効率的に行うため、税務システムを利用した電子データによる処理を行っている。
- ・ システムの保守運用業務等は外部委託をする必要があるが、契約書に「情報セキュリティ対策に関する事項」「個人情報取扱特記事項」を付記し、これに基づく守秘義務を課すことで情報セキュリティが確保されていることを確認している。
- ・ 内部によるデータの不正利用に対しては、職務における守秘義務のほかに、ID・パスワードにより操作者を限定しアクセスログでの追跡調査を可能にする対策等を講じている。
- ・ コンピュータウイルス等の不正プログラムの混入を監視、駆除するため、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行うとともに、ファイアウォール等により、適切にセキュリティを確保している。
- ・ 地方税法改正等により運用方法を変更する場合もあるため、本評価書の記載内容については毎年度見直しを行うとともに、5年ごとに再評価を行う。これにより、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施する。

## 評価実施機関名

静岡県知事

## 公表日

平成30年8月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収等に関する事務
②事務の概要	「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に基づく、県税の賦課徴収に係る事務。 1. 課税業務 納税者からの申告や届出等により、課税情報の登録と管理を行う。 2. 徴収業務 課税情報をもとに、納税者へ納付書等を送付、徴収を行う。 3. 収納管理業務 課税及び徴収結果の情報をもとに、収納や、還付、充当等を行う。 4. 滞納管理業務 滞納者に対する督促状、催告書の送付や、滞納整理を行う。 5. 納税者宛名管理業務 納税者の特定や、納税者情報の名寄せ等を行う。
③システムの名称	税務システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム、自動車OSSシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
賦課徴収等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)別表第1第16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の28の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	静岡県経営管理部財務局税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	静岡県経営管理部総務局法務文書課 又は財務局税務課 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 電話 054-221-1111(法務文書課) 又は3603(税務課)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	静岡県経営管理部財務局税務課 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 電話 054-221-3603

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

